

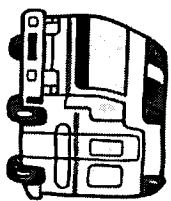
救急医療週間

平成21年9月6日～9月12日

覚えよう命をつなぐ応急手当



写真・尊い命を守る
ため日々の訓練風景



救急車を本当に必要とする人のために

みなさんのご理解とご協力をお願いします

増加する救急車利用により、救急車の到着時間が遅れると「救える命」が救えなくなる可能性があります。東京消防庁では、救えるはずの生命を守るため、都民の意識を啓発する、取り組みをおこなっています。主なものは、次のとおりです。(左下のグラフ・緊急事態における時間経過と死亡率の関係を参考にしてください。)

○応急手当・各講習の促進

地元消防署・出張所で受付をし、指定日に消防職員等が出向し、心肺蘇生方・AED指導等を行っています。年中無休

○救急車の適正利用の推進

・東京消防庁救急相談センターの利用
いますぐ病院に行ったらほうがいいか迷ったら
問い合わせ先 Tel #7119 または 03-3212-2323 042-521-2323

・救急現場での搬送トリアージの実施

明らかに緊急性がないと判断された場合、救急隊が自己通院を促しています。

・東京民間救急コールセンター・患者等搬送用自動車・サボートCabの利用
緊急性が認められず病院へ行く手段がない場合、利用を促進しています。
問い合わせ先 Tel0570-039-099 つながらないとき 03-3262-0032

・救急医療の東京ルールを実施

搬送病院を早期に決めるため新たなルールをつくりました。

・各消防署所での病院案内

自力で通院できる場合は診療のできる病院を紹介しています。

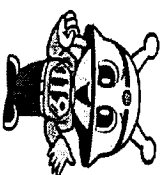
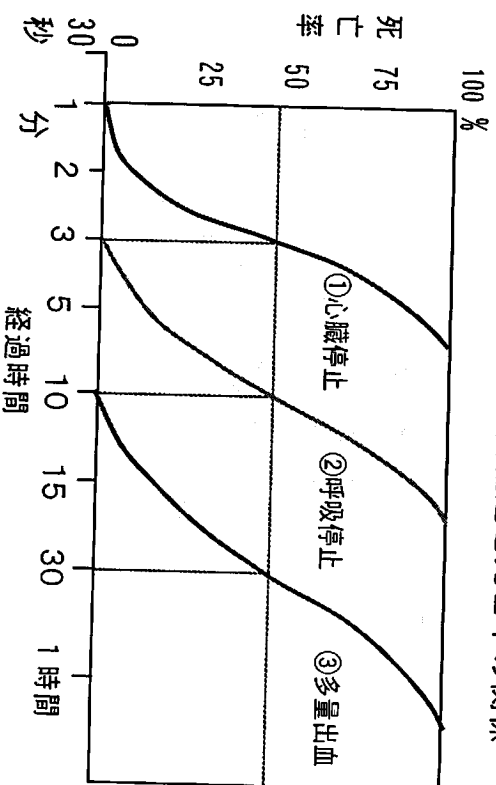
青 梅 消防署 Tel 0428-22-0119

日向和田 出張所 Tel 0428-24-0119

長 淵 出張所 Tel 0428-21-0119



緊急事態における時間経過と死亡率の関係



制作・青梅消防署